

新産業創出等研究開発協議会運営要領（案）

〔令和 5 年 5 月 1 0 日 決定〕
新産業創出等研究開発協議会

福島復興再生特別措置法（平成 2 4 年法律第 2 5 号）（以下「法」という。）第 1 0 9 条第 6 項の規定に基づき、新産業創出等研究開発協議会（以下「協議会」という。）の運営要領を次のように定める。

（協議会の運営）

第 1 条 協議会の議事の手続その他協議会の運営に関しては、この運営要領の定めるところによる。

（協議事項）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- 一 研究開発、産業化及び人材育成に関する事項
- 二 広域連携に関する事項
- 三 制度や運用の改善に関する事項
- 四 その他新産業創出等研究開発等施策に関し必要な事項

（協議会の組織）

第 3 条 協議会に議長を置き、福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）理事長をもって充てる。

2 協議会の構成員（以下「構成員」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 機構
- 二 福島県知事
- 三 議長が指名し、かつ、構成員となることを受諾した、別表 1 に掲げる大学
その他の研究機関
- 四 議長が指名し、かつ、構成員となることを受諾した、別表 2 に掲げる関係
行政機関、福島の関係市町村長その他の機構が必要と認める者

3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する者が、その職務を代理する。

4 議長は構成員以外の者をオブザーバーとして協議会に出席させることができる。

（開催）

第 4 条 協議会は、議長が招集する。

（協議会の公開等）

第 5 条 協議会は、原則として公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、協議会の全部又は一部を公開しないものとするができる。

- 2 協議会の配付資料は、原則として、公表する。ただし、議長が必要と認めるときは、配布資料の全部又は一部を公開しないものとするができる。

(議事録)

第6条 議長は、協議会の議事録を作成し、構成員の確認を得た上で、これを公表する。

- 2 前項の規定にかかわらず、議事録が不開示情報を含むなど公表が適当でないとする場合は、議長が構成員と協議の上、非公表とすることができる。
- 3 前項の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公表するものとする。

(ワーキンググループ等)

第7条 議長は、協議会における協議に資するため、ワーキンググループ及びサブワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ等」という。）を開催し、特定の事項に関する調査及び検討を行わせることができる。

- 2 ワーキンググループ等に座長を置き、議長が指名する。
- 3 ワーキンググループ等のメンバーは、関係する構成員のほか、構成員以外の大学その他の研究機関及び民間企業等から、座長が指名する。
- 4 ワーキンググループ等は、必要に応じ、他のワーキンググループ等と合同で開催することができる。
- 5 ワーキンググループ等において議決した事項は、協議会において承認された時点で、法第109条第5項にいう協議会において協議が調った事項とみなす。
- 6 前項に定めるもののほか、ワーキンググループ等の運営に関し必要な事項は、座長がワーキンググループ等に諮って別途定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福島国際研究教育機構において処理する。

(雑則)

第9条 この運営要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

(別表 1)

新産業創出等研究開発協議会構成員 (大学その他の研究機関)

国立大学法人福島大学

公立大学法人福島県立医科大学

公立大学法人会津大学

独立行政法人国立高等専門学校機構福島工業高等専門学校

国立研究開発法人産業技術総合研究所

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

国立研究開発法人国立環境研究所

(別表 2)

新産業創出等研究開発協議会構成員

(関係行政機関、福島の関係市町村長その他の機構が必要と認める者)

復興庁

内閣府 (科学技術・イノベーション推進事務局)

内閣府 (健康・医療戦略推進事務局)

文部科学省

厚生労働省

農林水産省

経済産業省

環境省

いわき市長

相馬市長

田村市長

南相馬市長

川俣町長

広野町長

檜葉町長

富岡町長

川内村長

大熊町長

双葉町長

浪江町長

葛尾村長

新地町長

飯舘村長

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

(参照) 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号） 抜粋

第三節 新産業創出等研究開発協議会

第百九条 機構は、新産業創出等研究開発等施策の実施に関し必要な協議を行うため、新産業創出等研究開発協議会（以下この条及び次条第一項第七号において「協議会」という。）を組織するものとする。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 機構

二 福島県知事

三 大学その他の研究機関

四 関係行政機関、福島の関係市町村長その他の機構が必要と認める者

3 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の構成員以外の関係行政機関並びに原子力災害からの福島の復興及び再生に取り組む事業者その他の関係者（次項において「関係行政機関等」という。）に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

4 関係行政機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。